

東京都非正規労働者処遇改善促進助成金のご案内

非正規労働者の処遇改善に取り組む中小企業等の皆様を応援します！

東京都は、パート、契約社員などの非正規労働者を雇用する中小企業等が、非正規労働者の処遇、教育・研修、福利厚生に係る制度を整備した場合に、助成金を支給します。

申請受付期間

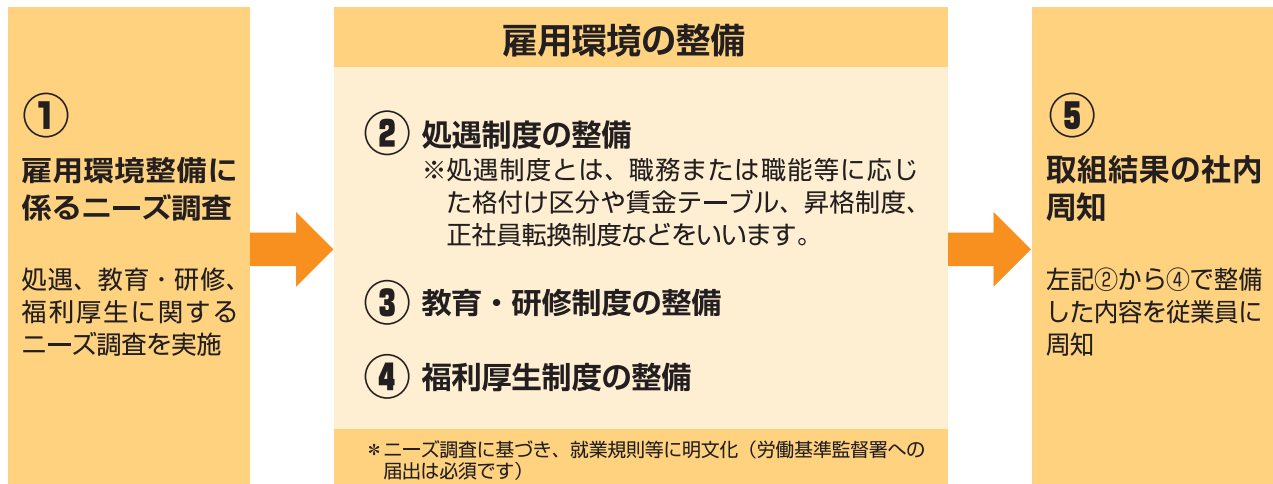
平成27年5月20日(水)～12月16日(水)

助成金の概要

1 助成要件

中小企業等が、雇用する非正規労働者のために次の①から⑤に掲げる取組をすべて実施した場合に助成金を支給します。

<助成事業>



2 対象事業者

常時雇用する労働者が300人以下の都内に本社を置く中小企業等
*非正規労働者を1名以上、かつ6か月以上継続して雇用しているなど、その他にも要件があります。

3 助成額

40万円（定額）

4 事業実施期間

交付決定を受けた日以降に上記助成事業に着手し、平成28年3月31日までに事業終了してください。

5 申請の方法

申請日を申請受付場所（所管の労働相談情報センター・各事務所）に電話予約したうえで、申請書類を持参してください。

6 申請回数

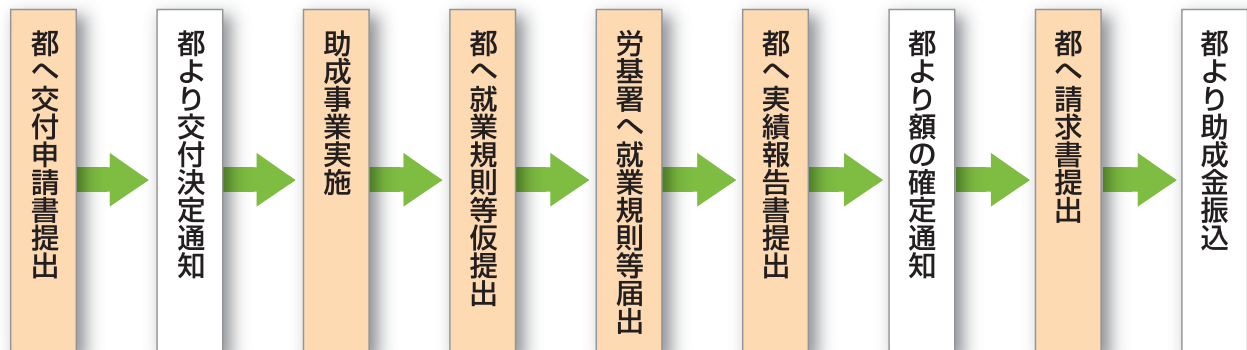
助成金の申請は、1回限りです。

◇注意◇

平成27年4月1日以降、本助成金の助成事業に係る内容について、次に掲げる事業により支援を受けている場合、受ける予定がある場合または受けた場合、本助成金を受給することはできません。

- ① 東京都非正規労働者雇用環境整備支援事業（トライ・レベルアップ支援事業）
- ② 東京都中小企業ワークライフバランス推進専門家派遣
- ③ 東京都中小企業ワークライフバランス推進助成金

7 申請から助成金支給までの流れ



8 お問い合わせ窓口

管轄の労働相談情報センター・各事務所にお問い合わせください。

受付時間：午前9時30分から正午、午後1時から午後4時（土日祝日を除きます。）

窓口	所在地	連絡先	担当地域
労働相談情報センター（飯田橋）	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 9階	TEL：03-5211-2248 FAX：03-5211-3270	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ
大崎	品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎 ウエストタワー 2階	TEL：03-3495-4872 FAX：03-3495-4916	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
池袋	豊島区東池袋 4-23-9	TEL：03-5954-6505 FAX：03-5954-6502	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
亀戸	江東区亀戸 2-19-1 カメラプラザ 7階	TEL：03-3682-6321 FAX：03-3684-6026	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
国分寺	国分寺市南町 3-22-10	TEL：042-323-8511 FAX：042-323-8512	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡
八王子	八王子市明神町 3-5-1	TEL：042-645-7450 FAX：042-645-7185	八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市

※詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」(<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>)をご覧ください。（申請書類のダウンロードができます。）

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。